国家公安委員会・警察庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第２節４⑵中「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に改め、同節４⑹中「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に改める。

金融庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく金融庁の国民の保護に関する計画（金融庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２条第２項第１号中「、指定公共機関及び」を「及び指定公共機関並びに」に改める。

第５条第３項中「総務企画局総括審議官、同局総務課長、同局政策課長、同局総務課総務係、同局政策課総括第一係、同局市場課総務係、監督局総務課総務係、同局総務課協同組織金融室信用組合第一係、同局銀行第一課総務係及び同局銀行第二課総務係の」を「別に定めるところにより」に改める。

第７条第１項中「指揮が」を「指揮を」に改め、同条第２項中「総括審議官」の下に「、監督局長、検査局長」を加える。

第９条第３項中「情報化・業務企画室」を「情報化統括室」に改める。

第14条の見出し中「証券」を「金融商品取引」に改め、同条第１項中「証券会社等」を「金融商品取引業者」に改め、同条第２項中「証券取引所、金融先物取引所、証券業協会」を「金融商品取引所、金融商品取引業協会」に改める。

別紙１中「監督局長」を「監督局長
国際政策統括官」に改め、「総務企画局企画課調査室長
総務企画局市場課長」を削り、「総務検査課長」を「総務課長」に改める。

別紙２中「１．対策本部構成員」を「１．金融庁対策本部構成員」に改め、「対策本部の長」の下に「（以下「本部長」という。）」を加え、「統括」を「総括」に、「、幹事及び庶務担当職員（対策本部の庶務を処理するため、予め指名された職員をいう。）」を「及び幹事」に改め、３の次に次のように加える。

４．庶務

対策本部の庶務は、総務企画局政策課において処理するものとする。

別紙２別添中「監督局長」を「監督局長
国際政策統括官」に改め、「総務企画局企画課調査室長
総務企画局市場課長」を削り、「総務検査課長」を「総務課長」に改める。

消防庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消防庁の国民の保護に関する計画「以下「消防庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日

消防庁長官　岡崎　浩巳

消防庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節５の１つめの○中「消防団への参加促進」を「消防団への入団促進」に改める。

第２章第３節２⑴の１つめの○の次に次のように加える。

○消防庁は、地方公共団体に対し、情報伝達に関する訓練の機会を活用しつつ、情報伝達手段の点検の促進について助言等を行う。

第２章第３節２⑵中「同報系防災行政無線」の次に「等の多様な情報伝達手段」を加える。

第２章第５節３⑵の１つめの○中「地域住民の参加促進」を「住民の入団促進」に改める。

第２章第６節２の次に次のように加える。

３　住民に対する情報伝達訓練の実施

○消防庁は、内閣官房及び地方公共団体と共同して、武力攻撃事態等において、Ｊ－ＡＬＥＲＴ、防災行政無線等を用いて確実かつ迅速に住民に情報伝達が行われるよう、情報伝達訓練を実施する。

法務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく法務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日　法務大臣　谷垣　禎一

法務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第２節の３つめの○を削る。

第３章第５節１の⑴を次のように改める。

⑴　被災者の生活の安定のための措置

○登記事務、供託事務、戸籍事務、人権擁護事務、出入国管理事務（在留管理業務を含む）その他の被災者の権利の保全等にかかわる事務に関する照会等に対処するため、関係する所管各庁の長及びその上級庁等の長は、相談窓口の設置等による相談体制の整備に努めるものとする。

文部科学省・文化庁国民保護計画の変更について

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行に伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省・文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条５項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

文部科学大臣　下村　博文
文化庁長官　近藤　誠一

文部科学省・文化庁国民保護計画（17文科施第231号）の一部を次のように変更する。

目次中「原子力関連施設等の安全確保」を「放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等」に改める。

第１章２⑴中「第82条の２」を「第124条」に、「第83条第１項」を「第134条第１項」に改め、同章２⑸中「原子力関連」を「放射性同位元素等取扱」に改め、「試験研究用原子炉施設，核燃料物質使用施設，核原料物質使用施設並びに」を削る。

第３章２中「文書の保存」を「文書の作成・保存」に、「文部科学省文書処理規則」を「公文書管理法及び文部科学省行政文書管理規則」に、「適切に保存」を「適切に処理」に改める。

第４章第３節３⑶中「健康相談活動等」を「健康相談等」に改める。

第４章第５節の見出し中「原子力関連施設等の安全確保」を「放射性同位元素等取扱施設等の安全確保等」に改める。

第４章第５節１⑴の見出し中「原子力関連」を「放射性同位元素等取扱」に改め、同節１⑴本文中「原子力関連施設，試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者が所持する核燃料物質及びこれによって汚染された物，試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者の貯蔵施設」を「放射性同位元素等取扱施設」に、「及び表示付認証機器使用者」を「，表示付認証機器使用者及びこれらの者」に、「及びこれによって汚染された物（」を「並びにこれによって汚染された物（」に、「「原子力関連」を「「放射性同位元素等取扱」に改め、「施設等の」を削り、同節１⑵中「また，武力攻撃に伴って，放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあると認められる際の，文部科学省と関係機関及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第12条に規定された緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）との間の連絡のための専用回線の整備・維持など通信手段の確保を図る。」を削り、同節１⑶中「原子炉・」及び「また，輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力施設ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておく。」を削り、同節１⑷を削り、同節１⑸の見出し中「資機材」を「放射線測定器等」に改め、同節１⑸本文中「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「ＳＰＥＥＤＩネットワークシステム」という。）及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同節１⑸を同節１⑷とする。

第４章第５節２⑴の見出し中「原子力関連」を「放射性同位元素等取扱」に改め、同節２⑴ア中「など，都道府県知事の要請を待ついとまがないとき」を削り、「原子力関連」を「放射性同位元素等取扱」に改め、「とともに，都道府県知事にその旨を通知する」を削り、同節２⑴イ中「原子力関連」を「放射性同位元素等取扱」に、「職員」を「職員・専門家」に改め、同節２⑴ウ中「原子力関連」を「放射性同位元素等取扱」に改め、同節２⑴エを削り、同節２⑵ア本文を次のように改める。

原子力事業者等から国民保護法第105条第１項又は第３項に基づく通報を受けた旨又は同条第１項に規定する事実があると認められる旨の連絡を対策本部等から受けたときは，直ちに，その旨を関係指定公共機関に通知する。また，放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構等の協力を得て，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する。